

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年(2020年)4月1日作成)

法令名	農地中間管理事業の推進に関する法律
根拠条項	第14条第1項
許認可等の種類	事業の休廃止の認可
法令の定め	農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号) (事業の休廃止) 第14条 農地中間管理機構は、都道府県知事の認可を受けなければ、農地中間管理事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。
審査基準	将来的に申請の見込みがないことから、審査基準を設定しない。
標準処理期間	将来的に申請の見込みがないことから、標準処理期間を設定しない。
処分担当課	農政部農業経営局農業経営課利用集積係 (電話番号:011-231-4111(内線27-373))
申請先等	同上 (電話番号:)
問い合わせ先	農政部農業経営局農業経営課利用集積係 (電話番号:011-231-4111(内線27-373))
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/gyouseitetsudukijourei.html)

(別表 1 付表)

標準処理期間未設定の理由

(令和 2 年 (2020 年) 4 月 1 日作成)

法令名	農地中間管理事業の推進に関する法律
根拠条項	第 14 条第 1 項
許認可等の概要	農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための事業を行うことを目的として法第 4 条により知事の指定を受けた農地中間管理機構の、当該事業の休止又は廃止
審査基準の設定状況	<input type="checkbox"/> (1) 設定 <input type="checkbox"/> (2) 未設定 (未設定イ) <input checked="" type="checkbox"/> (3) 未設定 (未設定ロ・ハ)
標準処理期間未設定の理由	農地中間管理機構は「都道府県に一を限って」指定されており、規定の見直し等がない限り将来的に申請の見込みがなく、審査基準を設定できていないため、審査事務に要する時間が想定できず、標準的な期間の設定が困難なため。
担当部課	農政部農業経営局農業経営課
担当	利用集積係 (内線 : 27-373)